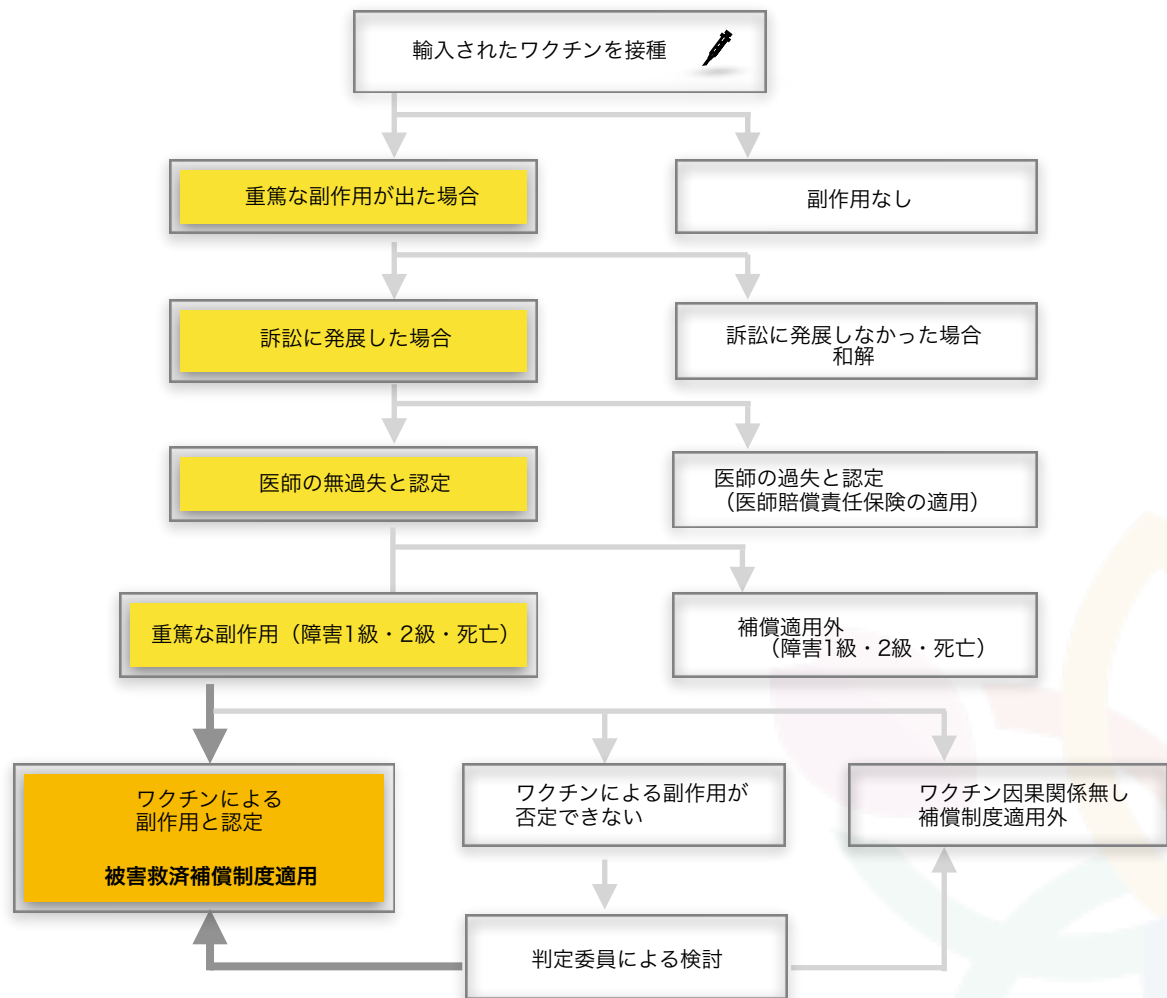


輸入ワクチン被害救済制度

当院では、信頼できる輸入ワクチン（国内未承認ワクチン）を使用しています。当院で取り扱っている輸入ワクチンは、日本では未承認ですが海外で広く一般的に使用されているワクチンです。副作用に関しては以下の救済処置が適用されます。



国内で承認されているワクチンは、予防接種法、施行令によって健康被害に対する救済制度が確立しております。国内未承認ワクチンについては対象外となり、医師・医療機関の経済的及び精神的負担となっております。

輸入ワクチンが適正な使用目的に従い適正に使用された場合においても生じた重篤な副作用に対して輸入ワクチンとの因果関係を否定できず、確定判決によって医師の過失が認められなかった場合において健康被害者の救済を図る目的で、補償制度を設けております。

この制度は平成19年度厚生労働省科学研究補助金（新興・再興感染症研究事業）「海外渡航者の予防接種のあり方に関する研究」における「輸入に関する未承認ワクチン副作用被害の補償制度に関する検討」（平成20年1月18日・三輪亮寿先生ご発表）に基づいております。

【補償内容】

区 分	補償内容
死 亡	2,000万円
障害 1 級	1,000万円
障害 2 級	500万円

※年間補償上限額を設定しており、上限を超える場合は等級により按分されます。因果関係の認定は、確定裁判によることを原則といたします。確定裁判の得られない場合は因果関係等判定委員が行うものいたします。

